

2025年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松浦 昌宏  
(コード：7831 スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 鈴木 正守  
(TEL. 076-277-9811 (代表))

(訂正) 特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2024年10月25日18時00分に発表した表記開示資料について訂正がありましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 訂正箇所

#### 3. 特別注意銘柄指定期間

### 2. 訂正事項

#### 【訂正前】

#### 3. 特別注意銘柄指定期間

2024年10月26日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特別注意銘柄の指定を継続し、6ヵ月間改善期間が延長されます。なお、特別注意銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善の見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

#### 【訂正後】

#### 3. 特別注意銘柄指定期間

2024年10月26日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限りま  
す。）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除され、内部管理体制等が適切に整備されてい

ると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合には上場廃止となります。  
なお、内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場  
合（適切に運用される見込みがある場合に限る）には、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度  
（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業  
年度の翌事業年度）の末日以降の審査から最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われま  
す。

以上